

節税しながら老後に蓄え

小規模企業共済制度



山陰合同銀行
石丸 文男 頭取

節税しながら老後資金が蓄えられる「小規模企業共済」制度。掛金全額が「所得控除」となり、昨年4月からは、事業の親族内承継の場合、より多くの共済金が受け取れるようになった。中小企業経営者の高齢化に伴いクロスアップされてきた事業承継と制度の利点などについて、山陰合同銀行の石丸文男頭取、TKC中国会島根県支部の矢尾井敏廣支部長に聞いた。

「事業の円滑な継承がクロスアップされ、「小規模企業共済」制度も改正されました。地域のリーディングバンクとしてどのように関わり、支援していただけますか？」

石丸 現中期経営計画がスタートしてから、事業承継に関するニーズが見込まれるお取引先約600社をリストアップしました。各営業店と本部が連携してさまざまな提案を行っています。今後も事業承継支援にきちんと取り組んでいくことが、働く場所を守っていくために重要であり、銀行として地方創生に最も貢献できる手段の一つだと考えています。

「小規模企業共済」制度は、半世紀もの歴史がありお客さまとの関係をつなぐ有効なツールとして活用させていただいていますが、円滑な事業承継の一助にもな



TKC中国会島根県支部
矢尾井 敏廣 支部長
(矢尾井税理士事務所)

「小規模企業共済」は、節税と老後の資金確保ができる大変良い共済制度だと思います。TKC中国会では顧問先にも積極的に勧め

掛金全額が所得控除に

います。私どもに寄せられる相談の多くは、売り上げの伸び悩みと、それに伴う資金繰りですが、この制度は、少額からでも加入でき、貸付も受けられます。昨年の改正で、事業の親族内承継の場合、より多くの共済金を受け取れるようになったのも評価できます。なにより、毎月の掛金全額が「所得控除」となり、節税効果の大きい。小規模

事業者への普及率は40%程度と聞いていますので、先の度と聞いていますので、先ずは、この制度をお知らせすることが大切です。経営者の高齢化が進み、事業承継が課題になっています。円滑な事業承継には、後継者と従業員とのコミュニケーションと、技術、ノウハウの継承が大切だと思います。計画的な事業承継の準備として、この制度をお勧めします。

事業承継が重要課題

「山陰両県の特徴はありますか？」
石丸 オーナー企業が少なく、相続問題が絡むケースがあります。実は、事業承継は古くからの課題で、当行ではさまざまな支援を通じて実績とノウハウを積み重ねてきています。後継者がいれば円滑に進みますが、なかなかそううまくはいきません。最終的に良い形でのM&A(合併・買収)に至るケースもあります。

いずれにしても、働く場所を守り、新たな雇用が生まれることで、若い人たちが魅力を感じる地域にすることが大切です。

法改正により、「準共済金」から、「共済金A」へ引き上げられ、より金額が多く受け取れる。事例1のAさんが受け取る金額は、法改正前だと「準共済金」725万8500円だが、改正後は「共済金A」の835万9200円になる。しかも一括受け取りの共済金は「退職所得扱い」となり税制メリットが大きい。

事例2の会社役員Bさんも、掛金の所得控除に加えて、65歳で退任すれば「共済金B」の797万6400円を受け取れる。

これまで年4回だった分割共済金は年6回(奇数月)の支払いとなり「公的年金等の雑所得扱い」となる。

●法改正による共済事由の変更

地位	共済事由(主なもの)		解約事由
	A共済事由	B共済事由	
個人事業主	個人事業の廃業など	老齢給付(15年以上掛金を納付した65歳以上の人が請求できる)	任意解約 掛金の滞納による契約解除など
共同経営者	廃業に伴う退任など	経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡	① 配偶者または子に事業を全部譲渡 ② ①に伴い、共同経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡
会社等役員	会社等の解散など	老齢給付(疾病または負傷による退社など)	③ 65歳以上の退任 ※疾病または負傷による退任は、引き続き「共済事由」となる

●共済金の受取事例

